

# 北広島町農業委員会第 28 回総会議事録

事務局 (第 28 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 2 番、3 番をお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 10 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

2 番 10 月 11 日●●委員とともに現地にて譲受人と面談を行いました。また譲渡人とは先月ですが前回 3 条申請の件で電話にて面談を行っております。11 月 11 日●●推進委員は午前中に、●●委員とは午後から 2 人での確認を行っております。  
数年前から譲受人が水稻を作付けしておりまして現在譲受人が栽培を行っております。もう一方の農地は昔からわらびを作っておりまして春先には相当わらびを取って塩漬けにして出荷しておるといのが現状です。管理は間違いなくしている状況でありました。譲受人は農業者であり、機械等は保有しております。また労働力も問題ないと思われます。  
よって、許可相当と思われます。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号 1 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願ひいたします。

13 番 839 は畑となっています。  
229 が田となっていますけども、これは間違いでしょうか。

事務局 839 は田です。229 及び 839 どちらも田となっています。

議長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。

申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

15番 親子による相続の申請になっております。  
対象農地は現在地元の農業法人が作付けの方がやっておりますして今後も同様に地元の農業法人がやっていく予定となっております。  
以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると思います。  
審議の方よろしくをお願いします。

議長 はいありがとうございます。  
それでは番号2番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

15番 この農地は先ほどと同じように、地元農業法人が作付けを行っておりますして、今後も同様に作付けを行っていくようになっております。  
審議のほどよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは、番号3番について、審議に入ります。  
ご質問、ご意見をお願いいたします。

2番 これは贈与が正しいのか売買が正しいのか。

事務局 贈与になります。

議長 他にございませんか質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

15 番 この農地の畑につきましては、草刈り等の保全管理をするということです。  
田につきましては、現在農業法人が作付けをされていますけれども、今後については譲受人が委託されている大型農家さんがやられるというふうに聞いております。  
以上のことから農地法第3条第2項各号各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思えます。  
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは、番号4番について、審議に入ります。  
ご質問、ご意見をお願いいたします。  
ごございませんかそれでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

1 番 10月8日に15番委員、推進委員と現地確認しました。また後日申請者の方と面談  
をしております。  
田となっておりますが現在は野菜を作っておられます。  
譲渡人と譲受人の関係は譲渡人の亡くなった夫と譲受人のお父さんが兄弟という関  
係でございます。  
野菜も作っているが、高齢でできないからということで譲受人が今回売買によって  
畑を取得される予定です。  
譲受人は機械も持っておりますし労働力もございます。  
以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしてい  
ると考えます。  
ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議 長 はいありがとうございます。  
それでは番号5番について質疑で入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

- 3 番 経営規模をみると、譲渡人 637 m<sup>2</sup>で、今回 590 m<sup>2</sup>で、その差 47 m<sup>2</sup>は、農家台帳によると一筆残っていますが。
- 1 番 この一筆につきましてはですね、場所が違うところであります。今後 3 条案件として親戚の方が申請される予定です。
- 職務代理 画像で見れば、275-4 の右側に木や何かが植えているのですか。
- 事務局 中心部は栽培がされており、右隅の木の分については法面に生えている。
- 職務代理 中心から向こう側が 375-4 ですよね。
- 事務局 375-4 です。
- 議長 他に質疑ありますかでしょうかございませんか  
それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号 6 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 8 番 これまで管理されていた譲受人にそのまま売買をするという形です。  
これまでも賃貸契約をされておりお米を送られていたそうです。  
今までも管理されていたわけなので労働力技術等は総合的に問題ないと思われ  
ます。また周辺の農業に対する影響も何ら変わられることなく引き続きされること  
と思えます。  
以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当したいため要件のすべてを満たし  
ていると考えます。  
ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 はい。ありがとうございました。  
番号 6 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
-

## 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

1番 今年1月に申請人の夫が他界され、現在相続手続きをされています。  
その際に役場から農地のほとんどが回転場として利用されているということがわかり申請に至っております。  
その夫は大朝町時代からずっと役場に勤務されており、県道大朝三和線がまだ舗装されていなく狭かったそうです。  
申請人がバスの回転場が狭く困っており県に何回も申し入れされたと聞いております。そのまま現在に至ったようなことでございます。  
適正化を図るため今回の申請に至っております。また周辺農地にも影響はないと考えております。  
ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号7番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見を願いたします。

職務代理 この土地は、県道ではなくして、個人の土地を購入したということで良いのか。

1番 県道ではありません、しかし県が全部作ったそうです。

事務局 見た感じ県道と一体化しているですけれども登記上名義は私有地です。

13番 農地の部分的に舗装していない両サイドにあります、分筆して道路にされるのか。

事務局 登記を変えた後、県と協議されると思うが、分筆されるかの確認はしていない。

1番 残った農地は耕作可能と思われます。

議長 他にございませんか。  
それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 4 番 10月13日会長と●●推進委員3名で現地の方を確認をいたしました。それに先立ちまして申請を代理されております●●行政書士にはお電話で聞き取りをさせていただきました。  
申請理由にありますように現地の墓地はわかりにくいところにあり、その目的につきましても問題ないと思います。計画面積についても妥当と判断をいたしました。また周辺の農地についても申請者所有でありますし特に影響があるということは考えられないと考え許可相当と判断をしております。  
ご審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 はいありがとうございます。  
それでは番号8番について次に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 3 番 事務局にお尋ねしますが、墓地の場合は分筆をしなくても面積計算表や位置図問題もないか。
- 事務局 求積図、面積が適正なものを求めた上で一部転用ということであれば転用申請、審議ということになります。  
平面図通りでの転用は可能ですが、第三者に売る場合3条申請はできません。
- 3 番 墓地に限るのか。宅地などでも可能なのか。
- 事務局 可能です。ただし、一部転用なので残りを転用する際には原状回復または、分筆して許可を得ていただく必要がある。
- 3 番 農道の場合どうか。
- 事務局 農道も同様であるが、コンクリート舗装されていれば農道と判断されない可能性がある。農業委員が現地調査した際には差戻しなどの対応になる可能性がある。
- 議 長 他にご質問はありますか。  
はいそれでは質疑を打ち切り採決することといたします。  
申請の通り許可してもよいかと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号9番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 13 番 10月14日に、3番委員、●●推進委員とともに、現地で関係者と面談を行ってまいりました。

申請地については、30年近く前に圃場整備がされたんですけども、その時には既にこういう形になったという話をされておられました。ここに住んでおられる方は申請者のいここにあたる方が住んでおられ圃場整備をした頃から住んでおられたということでございます。

隣接の土地については影響ないと思われます。  
審議の方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
番号9番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号10番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

11番 10月17日、14番委員と●●推進委員で現地確認を行い、関係者からは電話でお話を聞きました。  
近隣で野菜主にキャベツを作られる方がこれを利用しようと言われてということでございました。倉庫と事務所があり中は空っぽの状態でございます。  
これを使うという話をした際、きちんと処理していなかったということで今回の申請に至った。  
一番隅なので近隣には別に問題ないと思えます。  
許可要件を満たしていると思えますのでよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは番号10番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

3番 画像のこの部分は何ですか。

事務局 公衆用道路と思われる。  
軽バン程度は通れる。

議長 ほかにございませんでしょうか。  
それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請の通り許可してもいいかと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

### 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)  
先月の保留案件委員からの補足なし

議長 ご質問ご意見がありましたでしょうか。  
ありませんかそれでは質疑応答を打ち切り採決いたします。  
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号12番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

4番 10月13日に委員、推進委員と3名で現地確認しました。  
現地はかなり荒れた状態でありまして、何かの利用するという事にはならない。  
妥当な面積だろうと判断をいたしました。  
右上の道路を挟んで田がありますが、今回の土地との農業的な関わりは全くありませんので問題はないと思います。  
事務局の説明にあったように書類は特に求められているわけではないのですが騒音面がどうなのかということ、それから同意書も本来必要ないということでありましたが3件の同意書が添付をされておりました。ただ、より近い場所にもう2件宅地があり、その2件については同意書がない。それを求める権限は農業委員会にはないだろうと思いますし、そのことをもって認めないということにもならないと思います。ただそういった懸念があるということはお伝えしておこうと思います。  
それも踏まえて許可相当であると判断いたしました。  
ご審議の方よろしくをお願いします。

議長 はいありがとうございます。  
それでは12番についてご質問ご意見をお伺いします。

16番 引き込みは中電の電線から。ソーラーパネルはではない。

事務局 ●●株式会社から接続検討回答書ということで連携の可ということでの回答書を添付いただいております。

16番 ●●のケーブルから引っ張り込んで蓄電をする意味ですか。

- 事務局 ケーブルを引っ張ってきましてまずそこで蓄電した上で随時配電していく設備というふうには聞いております。
- 16 番 申請書に地域貢献とあるが、農業に関わることか。
- 事務局 地域貢献の内容までは確認していない。  
再生可能エネルギーとして、太陽光等では発電するだけでそれが無駄になる恐れがあり、それを貯めることにより一助になるという意味合いで出されるんだと思われております。
- 13 番 先ほど 75 dBと言われているんですけど、高速道路だったら 60 dB以上であれば、騒音対策で遮音壁をつけることとなっている。規制がかからないからいいんだと言われていましたけど、同意書をつけられていたが地元の方は分からないと思う。  
設置後初めてうるさいとなった時の対策に町はできるのか。
- 事務局 環境生活課に聞いたところ現行、対策については設けられていない。  
福山市では今のところ問題は発生してない。  
他の市町もこれから申請が行われてくるという状況。  
県に確認したところ、発電施設と同じように契約書とか、中国電力との接続可否を求めるべきと回答があった。
- 2 番 普通の携帯のアンテナ基地でも、場所によっては蛍光灯が薄くついたり、電波が飛んだりとか。電子レンジと同じ周波数が時によっては出ると聞いているんです。  
まだ研究段階であり、もし備え付けた後に何か出た時、その対策の方法がないと現状で伺っているんですが、そのあたりは何か説明があったのでしょうか。
- 事務局 そういうのは踏まえて半径 80m 空けた状態での設置なのかとは思う。
- 3 番 同意書を取られた 3 軒より、近くに 2 軒あることを口頭で伝えておいたほうが良いのでは。
- 事務局 業者に他の世帯があることを伝えます。
- 議長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり許可してもよい方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号 13 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 10月13日、●●委員さん、●●推進委員さんと現地調査を行いました。

元民家をコミュニティ施設に改造しまして地域を盛り上げていきたいという、一般社団法人●●と株式会社●●が連携をされてこの土地を買われた。

駐車場として13台収容される。

対象地の隣は現在、水稻作付されておりますが、628-1の方から水路が来ており、駐車場予定地が水路を遮断するということはない。面積的ことを含め許可相当ではないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

- 議 長 ありがとうございます。  
それでは番号13番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 3 番 元民家は申請地の隣地に建っているのですか。
- 16 番 所有者が亡くなり空き家になっていた。宅地を全面的にやりかえて、コミュニティ広場として使えるような施設にされている状況です。
- 3 番 一般社団法人●●とは、第3セクターですか。町職員が出向しているのか。どうい  
うことをやるのですか。
- 16 番 今吉田地区で地域を将来的に守っていこうという形で設立され、北広島町の指定を  
受けられて作っておられる組織です。
- 3 番 常勤の方もおられるような組織なんですか。行政のかかわりは。
- 課 長 情報観光・地域振興、デジタルを通じたコミュニティーや交流など、地域の発展の  
ために設置されている。
- 議 長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり許可してもよい方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号14番と関連する15番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 職務代理 10月13日に16番委員、●●推進委員の3名で現地調査を行いました。  
棚田になっている地域で、高低差がかなり激しいので、フラットな状態でない地形  
でのソーラー設置ということでございます。  
翌日、申請者の行政書士さんと電話により内容について確認をさせていただきました。  
隣接地の所有者の同意書を取得しておられます。  
周辺の農地には支障がなく、年齢も80過ぎて農業を辞めるということと、土地は圃  
場整備をしていない第2種農地ということでもあり転用されることについては支障  
がないと思っております。  
ご審議のことはよろしく願いいたします。

- 議 長 番号 14 番 15 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 3 番 なぜ分けて申請しているのか
- 事務局 道路を挟んだ状態が出されたのかと思います。  
県の諮問の際には、合わせて出すようにはさせていただく。  
道路を挟んで上をまたぐ形でケーブルを敷設するため、連携しているものについて纏めて申請されたものかと思われます。
- 3 番 いつも問題になるパネルの下はどういう計画なのか。
- 事務局 パネル下は防草シートを施工し、パネル以外のところは採石等はしないという説明  
でございました。  
雨水浸透阻害行為につきましては、県河川課に確認したところ、当該地区は対象外  
であり、県の許可は不要ということでした。  
雨水の流れ等については、棚田が高いので道路の水路に排水していく計画でした。  
それもあって膨大な面積を計画されたということもあるかと思えます。
- 3 番 施工業者については。
- 事務局 4 年くらい前に大朝地区で何件か施工している模様。  
グーグルマップ等で確認したところ一応荒れた様子はない。
- 議 長 許可申請が 14 番 15 番となっておりますので 14 番から採決していきたいと思えます。  
14 番案件について許可してもいいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
続いて 15 番案件について許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
16 番案件について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 11 番 10 月 17 日に 14 番委員と●●推進委員の 3 名で現地確認しました。  
関係者の方は電話で聞き取りをしました。現場では、お父さんにも話を聞かせてい  
ただきました。  
譲受人は県東部の●●市において学校の先生をしておられ、この許可が通れば家を  
建てて、こちらへ帰ってきたい。また、こちらの方で仕事ができるようにという願  
いも●●市に出されているようです。

ゆくゆくは農地の方も全部管理をしていくということでございました。  
この土地は道の下の方になりますので他の農地にも関係はなくで支障はないと思っ  
ております。妥当ではないかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号 16 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

13 番 図面を見ると分筆されて下側に細長く残っているのが法面だと思うが、残すのか。

事務局 推測ですが、500 m<sup>2</sup>以内が一般住宅であり融資の面からそうされたのかと思う。

議 長 他にございませんか。  
それでは採決に移ります。  
申請のとおり許可してもよい方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について意見聴取があったので  
意見を求める。令和 7 年 1 0 月 2 0 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道  
範。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは議案 4 号について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いします。

13 番 契約の中、貸借期間のところでは来年 1 月 1 日からというのはわかるんですけど、  
前の方で令和 16 年 12 月 31 日までと 2 つ書いてあるのがあるのはどういう意味で  
すか。

事務局 一括契約の出力表が中間管理機構のものと借受入の終了期間がどちらも出力されて  
います。  
契約が 1 月からのものは終了期間が満場に近いもので更新となる。公告が出てから  
の正式な設定となるため未記入という状態になっている。  
県の審議のうえ改めての公告が出てからの設定になると聞いている。  
新規の契約は県からの公告日の翌日から契約がスタートとなりますので、空白につ  
いては県からの公告日の翌日とってください。  
継続について今月は農事組合法人●●だけですが、来月も同数の申請があると思わ  
れます。  
契約の継続に係る意向調整について、案内しております。継続されるのであれば、  
来月も多くなります。

- 13 番 利用期間が公告の翌日、例えば12月1日だったら今年も利用料を払うのか。
- 事務局 利用料について両者の同意により決定する。  
利用料については調べて報告する。
- 議長 他にご質問ございますでしょうか。  
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、意見なしと決定いたしました。
- 

### 議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更について

- 議長 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の第2項の規定により、意見聴取があったので意見を求める。令和7年10月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 それでは議案5号について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いします。
- 6 番 農振除外について今後5条申請が出されることが想定されると思うが、認めていくという前提なのか。  
いつのタイミングで申請されるのか、記載してほしい。  
また、除外したものの転用申請などない場合は、編入を求めるべきではないか。
- 事務局 県と協議をして、ある程度課題を整理したものを農業委員会に意見聴取している。  
次の提案を出した時に、これはダメだとならないように、確認いただきたい。  
8月受付分なので、12月に許可となる。  
それ以降に申請が上がってくるということになります。
- 6 番 その議案にいつ除外申請のものかが分かればまた判断しやすいかなと思います。
- 事務局 議案の別紙に農振農用地区域について記載しているが、そこに何月除外分と表記できるように修正をかけていこうと思います。
- 6 番 以前にも論議があったが、農振除外の際認めているといわれるのではないか。  
担当委員に除外に係る資料を送付してもらい確認すべきではないか。この資料だけでは判断できない。  
今後、検討してほしい。
- 事務局 農振除外が申請された時に県との協議で進んでいき条件が農地転用可能かを判断する。

転用目的を達成できるのかどうかを除外まで協議に行くと除外 OK ということになる。

目的が達成できると踏んで除外したのであって、今更農業委員会を回っていくのがどうかとおっしゃった通りの案件調査の中にいち早く組み込んでおけば除外されれば調査に行かなくてもいいでしょうし、どのタイミングで調査に行かれるかという話かなと思うのでまた整理をさせてください。

ただし、農振除外にはそこまでの資料を要求していない。

6 番 その反対の案件があって、農振除外の申請をしたけれども、県がダメだというという案件が、地域などから、我々の方へ申し出があり、結論を前に覆り、総会に意見を差し替えて通したという案件もあった。  
整理をした方がいいと思います。

事務局 他の農業委員会等の状況を情報収集した上で、報告をさせていただきたい。

3 番 編入について、現況用途が宅地になっているが、土地改良事業を予定されるというのは、どういうことですか。

事務局 現況農地であり換地の都合もあり、実際には農地として今運用されている。採択に向け対象地になっておりますので、今回編入する。

3 番 中山間直接支払制度の関係で編入というのは、どういうことですか。

事務局 旧町時代の扱いで原野を含めていない地域があったが、農地と一体的に管理する土地は含んでよいということから、あらためて法面を編入し整理するもの。

議長 他にございますか。  
それでは質疑を打ち切って、議案第 5 号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、意見なしと決定いたしました

議事終了